

○仙北市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年12月28日条例第193号

仙北市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第4項の規定に基づき、市が設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して当該公の施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務
- (3) 管理を行わせる期間
- (4) 申請をする団体に必要な資格
- (5) 選定の方法及び基準
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の場合において、市長等は、公の施設の効果的及び効率的な管理のために必要があると認めるときは、2以上の公の施設の管理を一括して行わせることとして公募することができる。

3 前2項の規定による公募は、市広報への掲載、インターネットの利用その他市長等が適当と認める方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他の市長等が別に定める書類を添えて、これを市長等に提出しなければならない。

2 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない団体は、前項の規定による申請をすることができない。

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請をした団体（次項において「申請者」という。）のうちから、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者（以下「候補

者」という。)として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- (3) 効率的な管理が行われること。
- (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認め
て定める基準

2 市長等は、候補者とされた団体を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該団体に代えて、申請者のうちから、当該団体に次いで適当と認める団体を候補者として選定するものとする。ただし、第2条の規定により再び公募し、又は次条第1項の規定により候補者を選定することを妨げない。

(候補者の選定の特例)

第5条 市長等は、第2条の規定により公募したにもかかわらず候補者を選定することができなかつたときその他特別な事情があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、市長等が指名する団体のうちから候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により候補者を選定する場合について準用する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、候補者を選定したときは、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長等と協定を締結しなければならない。

- (1) 管理の業務に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (3) 管理の業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定等の公告)

第8条 市長等は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告するものとする。その公告した事項に変更があったときも、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(仙北市縄文の森交流広場条例の一部改正)

2 仙北市縄文の森交流広場条例（平成17年仙北市条例第119号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(仙北市西木山の幸資料館条例の一部改正)

3 仙北市西木山の幸資料館条例（平成17年仙北市条例第134号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)